



舟着地域自治区

令和7年度

地域活動交付金事業を募集します

Funatsuke



追加で

地域で活動する団体を
資金面で応援します

活動団体

大募集!

舟着地域をより住みやすく

より楽しく過ごせる地域にするための

活動にチャレンジしてみませんか??

【交付金額】 1事業 20万円以内

(交付対象経費に対して100%以内)

【追加募集期間】 4月1日(火)~4月22日(火)

※事前相談はいつでも大丈夫です!

※異なる事業であれば1団体で複数の事業の申請が可能です。

次の要件に該当する「団体」が対象です

- ・18歳以上の者が5名以上参加する団体
(申請者は18歳以上かつ舟着地域自治区内在住の者)
- ・政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体
- ・暴力団でない団体。暴力団員と関係のない団体

どんな事業が対象になる？

舟着地域自治区内の課題解決や活性化に繋がる活動を住民自らが行う事業で、**交付金の交付決定の日から令和8年3月末までに行う事業**です。

例外的に4月1日以降の交付申請日から事業の対象とすることができます。(要手続き)

※ただし、不採択となった場合はその期間を含め、交付金を受けることができません。

対象となる経費は？

交付の対象となる経費は、事業の実施に必要な活動や事業の目的を達成するために直接必要な経費です。交付対象外経費は以下のとおり。

- ① 団体の事務所、施設、設備等の維持管理費
- ② 用地取得費
- ③ 団体構成員に対する食糧費（作業時や会議時の飲料水を除く）
- ④ 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確にできない経費
- ⑤ その他、市長が社会通念上適当でないとして認められた経費

なお、交付対象経費のうち、下記については制限がありますのでご注意ください。

項目	制限等
報償費	・講師料、出演料以外（団体の構成員に対する謝礼は対象外）の経費は、報償費として認められません。 ・交付上限額は市の予算要求基準とします。
旅費	・視察のみの事業に対する経費は原則認められません。（ただし地域協議会が特に必要と認めた場合は除く。） ・交付対象額は市の予算要求基準とします。
食糧費	・外部講師、出演者の食事代や作業時・会議時のお茶、飲料水以外は認められません。 ・食事代は、1食当たりの上限額は700円とします。
委託料 工事請負費	・委託料、工事請負費は、特別な知識、技術を必要とするものに限り対象経費とし、団体の構成員の所属する企業への安易な委託は認められません。
原材料費	・飲食が目的である場合の食材の経費は認められません。ただし、行事の目的達成のために必要がある場合（料理教室など）は対象経費となります。
消耗品	・ベスト、法被等は団体が保管し共有するもので、公益的効果をもたらすものに限り対象経費となります。 ・行事の賞品、参加賞等は原則認められません。 (公益目的の啓発品の配布品などで地域協議会が必要と認めた場合は除く。)

※詳細については自治振興事務所へお問い合わせください。

【選考方法】

申請団体は、公開審査会でのプレゼンテーションを行います。

(実施する事業内容について、審査する人に、行う内容がわかるように詳しく説明する。)

申請書類（交付申請書）とプレゼンテーションを基に審査員（舟着地域協議会委員）が評価し、申請された事業に交付金を交付できるかどうか、また交付金額などを決定します。

公開審査会

開催日時：令和7年6月中（未定）

場 所：舟着地域内（未定）

- ◆開催日時、場所は決定後にお知らせします。
- ◆公開審査に参加できない団体は、申請書類（交付申請書）を提出しても交付対象とはなりません。
- ◆プレゼンテーションにはパソコン、スクリーン、プロジェクターなどが使用できます。



【応募方法】

以下の申請書類を舟着自治振興事務所へ提出してください。募集期間中に適切な申請書類がすべて揃っている必要がありますので、事前相談に来ていただくことをお勧めします。

応募締め切り：令和7年4月22日（火）

申請書類

- | | | |
|-----------|--------|---------------------------------|
| ①交付申請書 | } 指定様式 | ⑥団体の活動内容が分かる書類
(規約、会則、会員名簿等) |
| ②事業計画書 | | ⑦見積書 |
| ③年間活動計画書 | | ⑧他人の財産を使用する場合は承諾書 |
| ④収支予算書 | | ⑨その他事業に応じて指示する書類 |
| ⑤申請団体の確認書 | | |

※申請書類の指定様式（①～⑤）は舟着自治振興事務所に取りに来ていただくか、新城市のホームページからダウンロードすることができます。

ホームページアドレス <https://www.city.shinshiro.lg.jp>

舟着地域自治区

検索

【その他】

事業完了後、実績報告書（指定様式）の提出により、活動の報告をしていただきます。

成果報告は市役所内で掲示します。



地域活動交付金の流れ

①事前相談（随時・年中）

舟着自治振興事務所では、舟着地域で行う活動のさまざまなご相談をお受けします。交付金の対象となる事業かどうか、交付金の申請に必要なもの、活動に関することについてなど、具体的な助言が行えますのでなんでも聞いてください。

②追加募集・申請（令和7年4月1日（火）～令和7年4月22日（火））

舟着自治振興事務所へ申請書類一式を提出してください。

事前相談と同様に申請書類の書き方や活動に関することは、なんでも聞いてください。アドバイスさせていただきます。



③審査準備（令和7年4月・5月）

【舟着自治振興事務所】

申請書類のチェックや審査会の準備を行います。



【舟着地域協議会】

活動を十分に理解した上で審査を行うために、事業内容の確認や勉強会を行います。

④審査会（令和7年6月中（日時・会場未定））

【申請団体】

活動内容についてプレゼンテーションを行い、活動をされる意気込みや思いを、審査員に伝えます。

提案事業が採択されると・・・

⑤事業実施（交付決定の日～令和8年3月末）

申請した事業を実施します。

実施に伴う交付金の手続きや活動実績報告など、書類の手続きも順次行います。

例外的に4月1日以降の交付申請日から事業の対象とすることができます。（要手続き）

※ただし、不採択となった場合はその期間を含め、交付金を受けることができません。

⑥成果報告（令和8年5月頃、掲示予定）

地域活動の様子や成果などを発表し、自分たちの活動を多くの方に知ってもらうとともに、他の活動も知ることが出来ます。 ※紙面発表



★★ どんなことでもお気軽にご相談ください ★★

【お問い合わせ】

舟着自治振興事務所 （市役所3階）

住 所：〒441-1392 新城市字東入船115番地

電 話：0536-23-7697 FAX：0536-23-2002

E-mail：shinshiro-jichi@city.shinshiro.lg.jp